【障害児】　就労選択支援の利用フロー図

①本人・家族から就労の新規相談

②関係機関から小樽市基幹相談支援センターへ相談
※計画相談支援事業所、ハローワーク、教育機関、
医療機関、就労系障がい福祉サービス事業所等

③就労選択支援事業所がある

④就労選択支援サービスの利用申請（小樽市）

⑤小樽市から児童相談所へ意見書の依頼
→児童相談所から意見書の通知

⑥基幹相談支援センターで認定調査

⑦サービス等利用計画案の作成

⑧支給決定・受給者証発行（小樽市・原則１ヶ月）

⑨サービス担当者会議の実施（本人・関係者参加）

⑩サービス等利用計画の交付

⑪就労選択支援事業所との契約

⑫就労選択支援利用開始（アセスメントの流れ）
Ⅰ.作業場面を活用した状況把握・アセスメント
Ⅱ.多機関によるケース会議
※計画相談支援事業所、ハローワーク、教育機関、医療機関、
就労系障がい福祉サービス事業所等
Ⅲ.本人と共同にてアセスメントシートの作成
Ⅳ.事業所等との連絡調整
Ⅴ.意思決定支援・就労選択サポート
Ⅵ.アセスメント所見作成・提供

⑬本人の意向に沿った方向性を協議
【関係機関】主に相談支援事業所

※生徒が１,２年生の場合

進級
【関係機関：学校】

福祉就労（A型・B型・就労移行）
【関係機関：計画相談支援事業所】

一般就労
【関係機関：ハローワーク】

③就労選択支援事業所がない

④高校等の学校側での進路相談

就労継続支援A型

就労継続支援B型

就労移行支援

高校での実習でアセスメントが可能

高校での実習でアセスメントが不可

⑤各種サービスの利用申請（小樽市）

（18歳未満の児童の場合）
※小樽市から児童相談所へ意見書の依頼
→児童相談所から意見書の通知

⑥基幹相談支援センターによる認定調査

⑦サービス等利用計画案の作成（計画相談支援事業）

⑧支給決定・受給者証発行（小樽市）

⑨サービス担当者会議の実施（本人・関係者参加）

⑩サービス等利用計画の交付

⑪各就労支援事業所との契約

⑫サービス利用開始

※経過措置期間
（令和9年3月31日まで）
・近隣に就労選択支援事業所がない場合
・就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

※一般的な新規申請から利用までの流れのフロー図になっておりますので、追加でのサービス申請や個別の状況によって多少流れが変わる場合がございます。